

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	九度山町 (30343)
地域名 (地域内農業集落名)	安田島 (九度山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	34.11 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	33.52 ha
② 田の面積	32.24 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.87 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.25 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-0.86 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(1)現状 当地区は県北東部に位置し、紀ノ川左岸に位置し、基盤整備された農地で、水田と畑作地帯であり、その他 ビニールハウスによる施設園芸の地域である。全体的に遊休化の農地はないが、耕作者の高齢化が進んでおり、世代交代により後継者不足が発生している。 また、これにより将来的な耕作放棄地の発生が懸念される。さらに近年は、気候変動による作物への影響や病害虫の発生、鳥獣被害等も散見される。
(2)課題 近年は農業従事者の高齢化が進んでおり、担い手不足が進行しつつあります。そのため、後継者の確保は課題となっており解決のために、認定農業者の育成、新規就農者の支援等地域の実情に即した経営体の育成を進める必要があります。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域は、圃場整備がされた優良水田地帯であり、今後においても農業生産活動を維持、発展させるためには少子高齢化の中、引き続き次世代への農業技術の伝承と農業の円滑な後継者の育成、確保が求められる。さらに農地の集積・集約を進め、さらに農作業の効率化を図り、スマート農業の導入、地域コミュニティー(周辺地域団体、学校等)との連携により、農業への関心を高めることで、地域内外から農業者を確保し、農業者への農地の再分配を進めることができる条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図っていきます。また、多面的機能支払交付金の制度も活用し、農道整備や植栽等環境美化により地域の環境保全に取り組みます。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 遊休の恐れのある農地が生じれば、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手農家や、規模拡大を考えている農業者等への集積・集約に努める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	44.6	%	将来の目標とする集積率
			62
			%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集約は、権利関係等の問題があるため、可能な範囲で進めたい。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした農地面積の拡大を進め、担い手への農地集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の借り手及び貸し手がある場合は、基本的に農地中間管理機構の活用により、担い手への農地集積を促進する。
(3)基盤整備事業への取組
圃場整備等、基盤整備事業は実施済の為、新たな事業の取組みの予定はない。地区内の農道については、一部生活道路や通学路でもあることから、多面的機能支払交付金を活用し、優先順位を設定し、定期的な補修工事を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町や農業委員会、JAと連携し、地域内外から若手就業者等や多様経営体の参画を促進する。また、新規就農者などの栽培技術や規模拡大を考える農業者等に対する農地の斡旋、設備資金等の支援に関する営農相談に対応し、地域への定着を支援を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業者の高齢化等に伴い、作業委託希望者が増加傾向にある為、農業支援サービス事業者、シルバー人材センター等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③スマート農業技術(ドローンによる消毒作業等)やデジタル技術の導入により、農業者のスキルアップを図り、作業者の負担軽減と効率的な農業経営を実現させる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		果樹	0.35 ha	ha		ha	ha		
認農		果樹	0.07 ha	ha		ha	ha		
到達		野菜等	0.35 ha	ha		ha	ha		
到達		果樹	0.10 ha	ha		ha	ha		
到達		果樹	0.12 ha	ha		0.12 ha	ha	①	
到達		野菜等	0.17 ha	ha		0.17 ha	ha	②	
認農		果樹	0.15 ha	ha		0.15 ha	ha	③	
認農		果樹	0.29 ha	ha		0.29 ha	ha	④	
到達		果樹	0.17 ha	ha		0.17 ha	ha	⑤	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			1.76 ha	0 ha		0.90 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。